

平成二十七年法律第三十四号

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第二条）

第二章の二 電波法の特例（第二条の二）

第三章 組織委員会への国の職員の派遣等（第三条—第十五条）

第四章 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の特例（第十六条—第十八条）

附則 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「ラグビーワールドカップ大会」という。）が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営が令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。

第二章 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

第一条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するものほか、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会（平成二十四年五月十日に一般財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。）が調達するラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、組織委員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

第二章の二 電波法の特例

第二条の二 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第一百三条第一項（第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）並びに第百三条の二第一項、第五項及び第六項の規定は、組織委員会には、専らラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。

第三章 組織委員会への国の職員の派遣等

（組織委員会による派遣の要請）

第三条 組織委員会は、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に関する業務のうち、スポーツに関する外國の行政機關その他の関係機関との連絡調整、ラグビーワールドカップ大会の会場その他の施設の警備に関する計画及び選手その他の関係者の輸送に関する計画の作成、海外からの賓客の接遇その他の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの（以下「特定業務」という。）を円滑かつ効果的に行うため、国（法律により任期を定めて任用される職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員その他人事院規則で定める職員を除く。）をいう。以下同じ。）を組織委員会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者（國家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、その派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請の手続は、人事院規則で定める。

（国の職員の派遣）

第四条 任命権者は、前条第一項の規定による要請があつた場合において、スポーツの振興、公共の安全と秩序の維持、交通の機能の確保及び向上、外交政策の推進その他の國の責務を踏まえ、
（国）の職員の派遣

その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、國の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、これに応じ、國の職員の同意を得て、組織委員会との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら組織委員会における特定業務を行ふものとして当該國の職員を組織委員会に派遣することができる。

任命権者は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該國の職員に同項の取決めの内容及び当該派遣の期間中における給与の支給に関する事項を明示しなければならない。

第一項の取決めにおいては、組織委員会における勤務時間、特定業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、特定業務の対償として受け取る全てのものをいう。第六条第一項及び第二項において同じ。）その他の勤務条件及び特定業務の内容、派遣の期間、職務への復帰に関する事項その他第一項の規定による派遣の実施に当たつて合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項を定めるものとする。

任命権者は、第一項の取決めの内容を変更しようとするときは、当該國の職員の同意を得なければならぬ。この場合においては、第二項の規定を準用する。

第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えることができない。ただし、組織委員会からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、任命権者は、当該國の職員の同意を得て、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

第一項の規定により組織委員会において特定業務を行う國の職員は、その派遣の期間中、その同意に係る同項の取決めに定められた内容に従つて、組織委員会において特定業務を行うものとする。

第一項の規定により派遣された國の職員（以下「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、國の職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第一項の規定による國の職員の特定業務への従事については、國家公務員法第二百四条の規定は、適用しない。

（職務への復帰）

第五条 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

任命権者は、派遣職員が組織委員会における職員の地位を失つた場合その他的人事院規則で定める場合であつて、その派遣を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに、当該派遣職員を職務に復帰させなければならない。

（派遣期間中の給与等）

第六条 任命権者は、組織委員会との間で第四条第一項の取決めをするに当たつては、同項の規定により派遣される國の職員が組織委員会から受けける特定業務に係る報酬等について、当該國の職員がその派遣前に従事していた職務及び組織委員会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、組織委員会から受けける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができます。

前項ただし書の規定による給与の支給に必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則）で定める。

（国家公務員共済組合法の特例）

第七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この条において「国共済法」という。）第三十九条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定（国共済法第六十八条の四の規定を除く。以下この項において同じ。）は、派遣職員には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（国共済法第二条第一項第一号

附 則 (平成二七年六月三日法律第三三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三十一年六月二十日法律第五五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月二十四日法律第一〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年一二月四日法律第六八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和六年六月一二日法律第四七号) 抄

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（「施行日から起算して五年を経過する日」を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二及び三 略

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イ からタまで 略

レ 附則第三十八条中平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第七条第一項の改正規定

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

イ からレまで 略

ソ 附則第三十八条中平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第七条第四項の改正規定

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。